

当日配布資料2の分析結果について

1 趣旨

第1期総合戦略戦略分野Ⅱ成果指標「純移動数」について、第1期総合戦略計画期間（平成27年度～令和元年度）の世代間及び地域間の要因分析を行う。

2 分析結果

（1）当日配布資料2－1（社会動態（転入・転出）の推移地域別比較（全世代））について（出展：茨城県「常住人口調査」※1）

- ・全体としては、転出超過傾向は、平成27年をピークに平成30年までは改善の方向に向かい、平成30年には転入超過（+416人）に転じたが、令和元年は、再び転出超過に転じた（△56人）。
→平成30年の転入超過は、三中地区における仲の社団地の分譲開始及び五中地区におけるおおつ野地区の住宅の新築増加が寄与しているものと推測される。
- ・東京圏への転出超過傾向は、平成27年（△483人）をピークに改善に向かっている。
- ・一方で、近隣自治体であるつくば市及び阿見町への転出超過傾向は大きくなっている。

【まとめ】

- ・第1期計画期間においては、本市における東京圏への一極集中の是正がみられた一方で、令和元年度は、東京圏（△193人）に比べ、つくば市は△321人、阿見町は△129人となったことから、近隣自治体への転出超過が課題となっている。特に、つくば市は、東京圏より影響が大きいものとなっている。

（2）当日配布資料2－2（社会動態（転入・転出）の推移地域別比較（0～9歳））について（出展：総務省「住民基本台帳移動報告」※2）

- ・全体としては、平成30年に若干改善したものの、転出超過傾向は大きくなっており、令和元年は△193人となり、第1期総合戦略策定時（平成27年）の△146人を下回る結果となっている。
- ・東京圏への転出超過傾向については、平成27年（△58人）をピークに平成30年までは改善の方向に向かい、平成30年には転入超過に転じた（+35人）が、令和元年は、再び転出超過に転じた（△53人）。
→平成30年の転入超過は、三中地区における仲の社団地の分譲開始及び五中地区におけるおおつ野地区の住宅の新築増加が寄与しているものと推測される。
- ・一方で、近隣自治体であるつくば市及び阿見町は、一貫してマイナスであり、かつ、転出超過傾向は大きくなっている。

【まとめ】

- ・第1期計画期間においては、子育て世帯の転出超過傾向の拡大が見られている。また、10歳未満の子供の転出超過は、本市の年少人口の減少※にも大きく影響している。
※年少人口 H27：17,690人→R1：15,616人（5年間で△2,074人）
- ・令和元年度は、東京圏（△53人）に比べ、つくば市は△59人、阿見町は△42人となっ

たことから、近隣自治体への転出超過が課題となっており、少子化傾向に拍車がかかる要因ともなっている。特に、つくば市は、東京圏より影響が大きいものとなっている。

(3) 当日配布資料 2－3 (社会動態(転入・転出)の推移地域別比較(20～29 歳))について(出展：総務省「住民基本台帳移動報告」※2)

- ・全体としては、第 1 期総合戦略策定時(平成 27 年)は△99 人であったものの、その後転出超過と転入超過を繰り返しており、平成 30 年及び令和元年は転入超過(平成 30 年：+130 人、令和元年：+18 人)となっている。
- ・東京圏への転出超過傾向については、平成 29 年(△312 人)をピークに改善の方向に向かっている。
- ・一方で、近隣自治体であるつくば市への転出超過傾向は大きくなっている。

【まとめ】

- ・第 1 期計画期間においては、子育て世帯の転出超過傾向の拡大が見られている。
- ・20 歳代及び 30 歳代の純移動者数は、10 歳未満の純移動者数と連動することが想定される。ここで、東京圏については、10 歳未満の純移動数と抱き合わせて考えた場合、10 歳未満は、平成 30 年及び令和元年は転入超過となっていることから、20 歳代の独身者が数多く転出している一方で、同年代の子育て世帯の転入もみられると推測される。
- ・逆に、つくば市は、10 歳未満の純移動者数と 20 歳代の純移動者数が同じような転出超過傾向を描いていることから、20 歳代の転出者の多くが子育て世帯であることが推察される。
- ・令和元年度は、東京圏(△165 人)に比べ、つくば市は△104 人となり、東京圏に迫る勢いで転出超過傾向が続いている。

(4) 当日配布資料 2－4 (社会動態(転入・転出)の推移地域別比較(30～39 歳))について(出展：総務省「住民基本台帳移動報告」※2)

- ・全体としては、第 1 期総合戦略策定時(平成 27 年)の△233 人をピークに徐々に改善に向かっていたが、令和元年は転出超過が拡大している(△149 人)。
- ・東京圏への転出超過傾向についても、同様に第 1 期総合戦略策定時(平成 27 年)の△108 人をピークに徐々に改善に向かっていたが、令和元年は転出超過が拡大している(△80 人)。
- ・近隣自治体であるつくば市及び阿見町も同様に第 1 期総合戦略策定時(平成 27 年)をピーク(つくば市：△102 人、阿見町：△59 人)に徐々に改善に向かっていたが、令和元年は転出超過が拡大している(つくば市：△102 人、阿見町：△47 人)。

【まとめ】

- ・第 1 期計画期間においては、子育て世帯の転出超過傾向の拡大が見られている。
- ・20 歳代及び 30 歳代の純移動者数は、10 歳未満の純移動者数と連動することが想定される。ここで、近年の平均初婚年齢が男女ともに概ね 30 歳であることを考慮すると、30 歳代の転出超過傾向が本市の少子化傾向に直接影響を及ぼしうると推測される。特に、阿見町は、20 歳代の転入・転出者数が概ね均衡していることから、転出した 30 歳代の多くが子育て世帯であることが推察される。
- ・令和元年度は、東京圏(△80 人)に比べ、つくば市は△108 人、阿見町は△59 人とな

ったことから、近隣自治体への転出超過が課題となっている。特に、つくば市は、東京圏より影響が大きいものとなっている。

(5) 第2期総合戦略における分析結果への対応について

第2期総合戦略においては、上述の課題に対して、以下のとおり見直しを行っている。

- ・戦略分野Ⅰにおいては、基本施策に国における、地方移住の裾野を拡大する観点から「関係人口の拡大」を新たに追加するとともに、施策方針においては、ホームページやSNSを活用したまちの魅力の情報発信の強化やイベントミックスによる相乗効果などの取組の位置付ける（基本施策②）。
- ・戦略分野Ⅱにおいては、同じく国における、地方移住の裾野を拡大する観点から「「選ばれるまち」としての魅力の創造」を基本施策の名称に新たに追加するとともに、これまで、「幅広い地縁づくり」としていた施策方針を「「選ばれるまち」としての魅力の創造」に発展させる。さらに、シティプロモーション戦略に基づく戦略的な広報・プロモーション活動など子育て世帯や若者を始め、全国に本市の魅力をアピールする取組を推進していく（基本施策③）。
- ・戦略分野Ⅲにおいては、出産・子育て環境の充実を図るため、待機児童対策や民間保育士の処遇改善等の取組を既存の取組から新しく位置付ける（基本施策①）。また、時代に合った子育て支援の充実をキーワードに、子育て支援施設の情報発信の充実や就学前教育を新しい取組として、また、既存の取組から産後ケアなどの母子健康支援を新たに位置付けるとともに、これまでの取組の拡充として、子育て世帯の医療負担の更なる軽減を位置付ける（基本施策②）。

【注釈】

※1 茨城県「常住人口調査」

国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計している。

なお、常住人口調査における人口とは、外国人を含む総人口である。

※2 総務省「住民基本台帳移動報告」

住民基本台帳法の規定により市町村に届出のあった次の事項について、同法第37条の規定に基づき、データの提供を受けて作成したものである。

- (1) 住民基本台帳法第22条の規定による届出のあった転入者に係る住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、変更情報（異動事由、異動年月）
- (2) 住民基本台帳法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者に係る住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、変更情報（異動事由、異動年月）

なお、平成24年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて外国人も対象となった平成25年7月8日以降、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者についても本報告の対象としている。